

第 2 2 号議案

豊川市職員給与条例等の一部改正について

豊川市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員給与条例等の一部を改正する条例

(豊川市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 豊川市職員給与条例（昭和 2 7 年豊川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 人事交流等により市の区域以外の地域に勤務する職員のうち、当該地域における民間の賃金水準等を勘案し特に必要があると認めるものには、前 2 項の規定にかかわらず、市長が定める月額地域手当を支給することができる。

第 1 0 条の 3 第 1 項各号中「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第 1 号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2 3, 0 0 0 円」を「2 7, 0 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「2 3, 0 0 0 円」を「2 7, 0 0 0 円」に、「1 6, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円」に改める。

(豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年豊川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 各号中「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

(豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 1 年豊川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第7条各号中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の豊川市職員給与条例第10条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の豊川市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

この案を提出するのは、給与制度の適正化を図るため、職員の地域手当及び住居手当を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。